

(別添 2)

令和 7 年度第30回気候変動枠組条約締約国会議等における情報発信事業委託業務
の企画書審査の手順

1 企画書審査委員会による審査

地球環境局内に設置する「令和 7 年度第30回気候変動枠組条約締約国会議等における情報発信事業委託業務に係る企画書審査委員会」（委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。）において、提出された企画書等の内容について、審査を行う。

企画書審査委員会の構成

委員長 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官

行木 美弥

委員 地球環境局総務課課長補佐

横川 拓郎

地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室
インフラ推進官

須賀 義徳

地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室参事官補佐

工藤 俊祐

地球環境局国際連携課企画係長

北本 剛

* 委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課（室）の者を代理として出席させることができる。

2 企画書等の審査方法

(1) 「令和 7 年度第30回気候変動枠組条約締約国会議等における情報発信事業委託業務に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添 3）に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】	5 点満点	1 0 点満点	1 5 点満点
・ 秀	5 点	× 2	× 3
・ 優	4 点		
・ 良	3 点		
・ 準良	2 点		
・ 可	1 点		
・ 不可	0 点		

(2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「秀」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「秀」の数と同数の場合は、「優」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「優」の数も同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④ 「良」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

3 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者名及び審査経過を大臣官房会計課長へ報告し、同会計課長を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。